

美瑛町立中学校の部活動運営方針



平成 3 1 年 4 月

美瑛町教育委員会

目 次

美瑛町における方針策定の趣旨等	1
1 適切な運営のための体制整備	2
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	3
(1) 運動部活動における適切な指導の実施	
(2) 文化部活動における適切な指導の実施	
3 適切な休養日等の設定	4
(1) 部活動休養日及び活動時間の基準	
4 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備	5
(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置	
(2) 運動部活動における地域との連携等	
(3) 文化部活動における地域との連携等	

美瑛町における方針策定の趣旨等

○ 本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁) (以下「国のガイドライン」という。) 及び「北海道の部活動の在り方に関する方針」(平成30年11月北海道教育委員会。以下「道の方針」という。) に則り、中学校における運動部及び文化部を対象として、本町の実情を踏まえ策定するものである。

○ 中学校における部活動は、教育課程外の学校教育活動として、教育課程の関連が図られる必要がある。

これらの活動については、同じ目的を持った仲間と、学級や学年を越えて活動することで、人間性や社会性を磨くことや、自分の可能性を信じてより高い目標に挑戦することで、困難を乗り越えようとするたくましい心を育てることに繋がるなど、生徒の心身の健全な発達と豊かな人間性の育成に大きな役割を果たしている。しかしながら今日において、全国的に一部行き過ぎた(勝利至上主義)練習や大会参加など、過熱化が見られ、生徒の家庭学習時間の確保、基本的な生活習慣の確立等への影響について懸念されている。

精神的にも身体的にも成長過程にある子どもたちの活動については、競技技術の向上と合わせて、スポーツ医・科学の観点から、自らの健康管理や運動、学習、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるような配慮や、教職員の勤務負担軽減に向けた取組が一層求められている。

○ 本町においては、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、持続可能な活動とするため、適切な活動の在り方や練習時間、大会やコンクールへの参加について、本方針をもって、学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい部活動の実現に向けて取り組むものである。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 美瑛町教育委員会は、「国のガイドライン」及び「道の方針」に則り、「美瑛町立中学校の部活動の運営方針」（以下「町の方針」という。）を策定する。

町の方針は、中学校における運動部及び文化部を対象として、本町の実情を踏まえて策定するものとする。

イ 校長は、町の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

ウ 校長は、各部の責任者(以下「部活動顧問」という。)に対し、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)の作成・提出を求める。

また、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得ること。

エ 校長は、上記ウの各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教職員や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて見直しを行う。

オ 校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料(部活動通信等)を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得られるようにするとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないようにする。

カ 町教育委員会は、各学校において部活動の活動計画の策定等が効率的に行えるよう適宜、支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実(部活動顧問の専門性等)、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。

ウ 町教育委員会は、各学校の規模、部活動の実施状況などを踏まえ、部活動指導員の配置希望の状況などを把握しながら、必要に応じて部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、関係団体の協力を得ながら研修を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 運動部活動における適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。道及び町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導を行う。

イ 校長は、運動部顧問と共に、次のことを常に確認する。

- スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。
- 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
- 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られること。
- 専門的知見を有する保健体育担当の教職員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得ること。

(2) 文化部活動における適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場

所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。道及び町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導を行う。

イ 校長は、文化部顧問と共に、次のことを常に確認する。

- 休養を適切に取ることが必要であること。
- 生徒が生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られること。
- 専門的知見を有する保健体育担当の教職員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得ること。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、「国のガイドライン」及び「道の方針」を考慮しつつ、当面の間以下を基準とする。

ア 休養日の設定

- a 毎週1日以上は、休養日を実施する。
- b 月に1日以上は、土曜日、日曜日又は祝日に休養日を実施すること。
(年間12日以上)
- c 学校閉庁日は、部活動休養日とする。
(夏季休業期間内3日、年末年始の休日6日)
- d 上記を基本に1年の1/5以上の休養日を実施する。

イ 部活動の短縮

- a 原則18時30分完全下校とする。
- b 中体連や全道大会規模の1週間前は、最大30分の延長を認める。
- c 土日祝日や長期休業の練習は、3時間程度とする。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

ア 校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、既存の部活動の統廃合などと合わせて、競技力や技能の向上以外にも、適度な頻度で行ったり、スポーツ・芸術文化等の活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、学級内とは異なる人間関係を形成したりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討する。

なお、部活動の設置や統廃合に当たっては、校内でガイドラインを作成するなどして、生徒や保護者の理解の下、長期的な見通しをもって行う。

イ 町教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技・文化活動を行うことができない場合、教育課程との関連を勘案して、複数校の生徒が拠点校の活動に参加する合同部活動の取組を検討することとし、合同チームや合同練習による活動を行うことにより、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否を判断する。

(2) 地域との連携等

ア 町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、また、家庭の経済状況を問わずスポーツ・芸術文化等の活動に親しむことができるようにする観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 町教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・芸術文化等の各種活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放事業を推進する。

ウ 町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ・芸術文化等の環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。